

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年1月12日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

### 農業委員24名

1番 赤木 英雄

2番 福原 幸一

3番 森 日出輝

4番 東 哲治

5番 眞鍋 宣孝

6番 谷口 憲治

7番 橋本 春利

8番 角居 登

9番 田上 泰則

10番 西富 大二郎

11番 網田 稔

12番 徳永 芳也

13番 西川 秀文

14番 木下 三智也

15番 上妻 孝市

16番 堀 恭子

17番 牧野 正治

18番 西田 廣行

19番 緒方 一臣

20番 内田 正憲

21番 田中 敏郎

22番 木村 憲正

23番 梅田 義弘

24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年もよろしくをお願いいたします。

さて、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、首都圏では緊急事態宣言が再発され、熊本県においても緊急事態宣言発令の要請が検討されている状況でございます。

委員の皆様には、命と健康を守るため、引き続き感染予防対策を十分に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議題となっております。総会の審議がスムーズに進行できますように、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶いたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは本総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは初めに、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、23番の梅田義弘委員と24番の宮本淳一委員を、書記に、事務局の村上浩徳技術主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についての7件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請29件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたし

ます。

それでは、1番お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして報告をいたします。

1番は、経営拡張のため所有権移転する申請です。申請地には許可後、水稻、サトイモ、カンショを作付されるとのことです。

以上1件、農地法第3条第2号各号の特例要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番から4番につきましてご報告いたします。

2番は経営拡張のため、所有権移転する申請です。申請地には許可後、水稻、露地野菜を作付されます。

3番と4番は、関連で農地所有適格法人設立のため、賃借権設定及び所有権移転される申請です。同時に農業経営基盤強化促進法による所有権移転、面積4,160㎡の申請が提出されております。また、農地所有適格法人要件も確認しております。申請地には許可後、露地野菜を作付されるとのことです。

以上3件、農地法第3条第2号各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、2番から4番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

5番から8番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はキャベツ、ネギを栽培されている農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

6番は、遺贈による所有権移転の申請です。譲受人はレンコン、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農地所有適格法人で、申請地には水稻を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ハウレンソウを栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、5番から8番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、9番です。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、孫へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカン

栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま9番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
10番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借人は花を栽培されている農家で、申請地には花を作付され、農地法施行令第2条3項1号に該当する計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、10番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、11番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

11番から15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

11番は、親戚へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

12番から14番は関連で、一般法人が経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借人はベビーリーフを作付されており、申請地にはベビーリーフを作付される計画です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で申請地には水稻を作付される計画です。

以上5件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、11番から15番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

#### 11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

16番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜、花きを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、16番から17番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

18番から23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を生産される専門農業で、許可後は露地野菜を作付される予定です。

19番から21番は関連です。経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は、ソバ、ナタネを生産される兼業農家で、許可後はソバを作付される予定です。

22番は、所有権移転により子へ贈与される申請です。譲受人は水稻、キュウリ、ナスを生産される専門農家で、申請地には引き続き水稻を作付されます。

23番は、所有権移転により、おいへ贈与される申請です。譲受人はスイカ、水稻を生産される専門農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

以上6件、先の地区委員会において協議し、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま18番から23番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

24番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、所有権移転による後継者への一括贈与の申請であります。譲受人は水稻、ピーマン、ナスを生産する専門農家で、許可後におきましても引き続き水稻、ピーマン、ナスを作付されます。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人

は水稻、露地野菜等を生産する専業農家で、許可後はニガウリを作付される予定であります。

26番と27番は関連であります。経営拡張のための賃借権設定の申請であります。借受人は水稻、露地野菜を生産される兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

28番、29番についても関連であります。耕作の便宜上交換するための所有権移転の申請です。28番の譲受人は露地野菜を生産する専業農家で許可後はサトイモを作付される予定であります。

また、29番の譲受人は水稻、露地野菜を生産する兼業農家で許可後は水稻を作付される予定であります。

以上6件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、24番から29番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請6件でございます。地元よりの報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

#### 4番 東哲治委員

4番委員、東です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、選果場及び集荷場への転用許可申請です。農地区分は農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農地利用計画において指定された用途に供するために行われるものの例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は転用面積204㎡に選果場及び集荷場を建設されるもので、妥当な面積だと思われます。資金計画及び排水計画、隣接農地への被害防除について問題はありませぬ。また、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知書が添付されております。工事計画は令和3年6月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認してあります。



以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の計画が著しい区域内にあり、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあり、第3種農地と判断されます。土地利用計画は隣接地に保育園が開園することにより、転用面積886㎡に職員用車両30台分及び保護者用車両8台分の駐車場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年3月15日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

2 2 番 木村憲正委員

2 2 番委員、木村です。

3 番と 4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 番は、宅地拡張への転用申請です。農地区分は、1 0 h a 未満の広がりのない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、既存面積 4 9 9 m<sup>2</sup>の拡張であり、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、宅地の一部として無断で使用していたことに対し、深く反省する旨の始末書が提出されております。

4 番は、農業用倉庫への転用申請です。農地区分は、1 0 h a 未満の広がりのない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請人が現在使用中の農業倉庫が手狭になり、その代替地として利便性を図るために申請地を選定したものであり、申請地は農業用倉庫として使用したいとのことで妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和 3 年 1 2 月 2 0 日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上 2 件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3 番から 4 番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5 番。

1 1 番 網田稔委員

1 1 番委員、網田です。

5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 番は、宅地拡張の転用許可申請です。農地区分は 1 0 h a 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。

1 種農地は原則不許可ですが、既存施設の 2 分の 1 を超えない宅地拡張に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用

計画は既存面積の720.24㎡の拡張であり、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事期間は令和3年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、5番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

#### 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

6番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番は、養豚業を営む法人からの畜舎及び関連施設建設のための転用申請です。農地区分が農用区域内の農地であり、原則許可できないこととされていますが、本申請は農地法第4条第6項ただし書の「農振法第8条第4項に規定する、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」に該当していることから、例外的に転用が認められるものと判断いたします。土地利用計画は農地10筆、計1万9,558㎡のうち9,682㎡に農地以外の土地225㎡を合わせた総事業面積9,907㎡に肥育豚舎2棟、堆肥舎1棟及びラグーン1棟を建築される計画であり、転用面積は妥当なものと思われまます。また、事業に必要な資金調達など、資力、信用に関しても問題はなく、被害防除対策についても十分配慮されており、周辺農地の営農条件への支障もないものと判断いたします。工事計画は許可日から令和3年10月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会において現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番について地元より報告がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、6番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。

議長 　　続きます、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請26件でございます。地元への報告に当たりましては転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。  
　　それでは、1番、お願いします。

#### 5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきましてご報告いたします。

1番は、運送事業を営む法人が賃借権設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内で上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に教育施設が2つある第3種農地と判断いたしました。土地利用計画は、大型貨物トラック駐車場10台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。しかし、以前から駐車場として使用されていたため、所有者より始末書が提出されております。

以上1件、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　2番。

## 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から6番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

2番は、土木工事業を営む法人が賃借権設定による資材置場及び車両置場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は許可の例外規定の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積703㎡に土木資材、防護柵や工事看板などの工事関係用具、重機及び工事車両3台の保管場所として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年2月10日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

なお、一時転用期間は令和5年12月31日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

3番から5番は関連で、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積338.71㎡に個人住宅、木造2階建て1棟、公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積496㎡に個人住宅、木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年5月30日

までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番から6番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

7番から13番につきまして地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番から8番は関連で、一般貨物自動車運送事業を営む法人が賃貸借権設定による露天洗車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、近隣の駐車場を借りて運送事業を開始するに当たり、車両の洗車場が必要になるため、転用面積939㎡に大型車両用移動式洗車機1台を設置し、露天の洗車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

9番から12番は関連で、不動産を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,164.19㎡のうち転用面積978.25㎡に建売住宅木造2階建て4棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導

課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

13番は、親子間の使用貸借権設定による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積231㎡に農家住宅木造平家建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年6月10日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上7件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長           ただいま、7番から13番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、親子間での使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積443㎡に個人住宅木造平家建て1棟を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのこと。工事計画は令和3年9月

30日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、14番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

## 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

15番から19番につきまして地区委員会で協議状況を報告いたします。

15番は、使用貸借権設定による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内の農地です。農用地区域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画の法人は、土木建築業、造園、緑化工事を営む法人で、近隣地域の宅地造成工事に当たり、申請地を一時的に埋立用の土砂置場などに使用される計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、申請地は既に資材置場として利用しており、深く反省する旨の始末書及び期間内の農地への復元する旨の確約書の提出がっております。

16番と17番は、不動産業等を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。別々の案件となります。建築条件付売買予定地とは農林水産省の通知により、新たに創設された制度です。転用事業者と土地購入者の売買契約から一定期間内に転用事業者が指定する建築業者と建築請負契約を締結すること、またその期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、土地の売買契約を解除されることが計画書に記載されていること、さらには転用事業者が販売できなかった区画には転用事業者自ら住宅を建設することの要件を全て満たすことが確実に認められるとき転用を認めるとしたもの



です。

16番の農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地5区画及び新設道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和6年2月23日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番の農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地と立木142㎡を含む総事業面積1,589㎡に建築条件付売買予定地6区画、新設道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和6年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番と19番は関連で、土木建築業を営む法人が農地を所有権移転し建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に木造2階建住宅1棟を整備される計画で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事計画は令和4年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、

今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、15番から19番まで地元より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、15番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会で意見を聴取することといたします。  
　　続きまして、20番。

#### 11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

20番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て個人住宅1棟を建設される計画で適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除の問題はありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査済みとのこと。工事期間は、令和3年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、建築工事業及び宅地建物取引業を営む法人が農地を所有権移転し建て売り住宅への転用許可申請です。譲渡人が平成30年11月20日に建て売り住宅への転用許可申請をし、令和元年8月15日付で転用許可を受けましたが、所有権移転後、経営悪化し、工事費の資金調達ができなくなったため、返納通知書を提出し、返納通知書にも返納に至った理由書の添付があっており、今回の申請となりました。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に木造2階建て住宅3棟を整備される計画で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、開発行為の

事前許可の申請中とのこと。工事期間は、令和3年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、20番から21番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

#### 19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

22番から24番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

22番、23番は関連で、所有権移転し、貸資材置場及び貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地3筆、合計782㎡を取得し、太陽光パネルなどの資材置場及び業務用車両8台分の駐車場のほか、通路等を整備し、法人へ貸し付けられる計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明など必要書類から資力、信用等に関する問題はなく、また事業計画から見て、周辺農地への影響もないものと思われま。工事期間は、許可日から令和3年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地430㎡に木造2階建て住宅1棟を建築されるもので、転用面積として適正と判断いたします。資金証明書など必要書類から、資力、信用等に関する問題はなく、また事業計画から見て、周辺農地への影響もないものと思われま。工事期間は、許可日から令和3年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要とな

りますが、事前審査の回答済みです。

以上3件、先の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、22番から24番まで地元より報告がございましたが、この件については何か質問等ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

#### 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

25番、26番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

25番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請地が集落に接続しており、かつ転用目的が住宅の建築であることから、不許可の例外規定に該当するものと判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地493㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては妥当、適正な面積と判断いたします。工事計画は、許可日から令和3年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、開発行為事前審査回答済みです。

26番は、所有権移転により個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、集落内に位置する小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地345㎡に木造平家建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積として適正な面積と判断いたします。工事計画は、許可日から令和3年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、開発行為事前審査回答済みです。

以上2件、先の地区委員会において現地調査を行い、立地基準及び周辺農地に関わる営農条件への支障の有無など、一般基準について検討をした結果、いずれの申請も転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、25番から26番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局           第4号議案、第5号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から23ページの15番までの合計15件で、1番から6番までの6件が公社からの売渡し、7番から14番までの8件が公社による買取り、15番が相対による所有権移転です。面積は15件合わせまして、田2万9,802㎡、畑2万10㎡の合計4万9,812㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細23ページの16番から61ページの130番までの合計115件で、契約期間別では、6年未満が86件、6年以上10年未満が2件、10年以上が27件で、面積は115件合わせまして、田35万599㎡、畑3万252㎡の、合計38万851㎡です。権利の種類は賃借権、期間借地による賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、施設野菜、露地野菜、麦、飼料作物、果樹です。

次に、再設定分です。明細62ページの131番から75ページの158番までの合計28件で、契約期間別では、6年未満が21件、10年以上が7件で、面積は28件合わせまして、田9万2,502㎡、畑1万2,561㎡の、合計10万5,063㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、施設野菜、麦、飼料作物、果樹です。

続きまして、第5号議案です。

76ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細77ページの1番から93ページの38番までで、契約期間別では、6年未満が13件、10年以上が25件で、面積は38件合わせまして、田9万3,383㎡、畑1万1,637㎡の、合計10万5,020㎡です。権利の種類は貸借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しております。

以上の案件につきまして、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の調査の結果を踏まえ、協議を行うことをお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のための必要とする証明の願い出です。願い出人はハウレンソウ、スティックセニョールを作付けされている農家で、対象農地3筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案でございます。農業経営基盤強化促進法第16条の第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請でございます。この件につきまして、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　皆様のお手元の資料でございます。1枚物で左上に第7号議案と書いてあるものになります。お分かりでしょうか。

　　それでは、第7号議案についてご説明いたします。

　　農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてご説明いたします。

　　令和2年12月24日、下記の所有者より利用権設定と所有権の移転について、あっせんを受けたい旨の申出があったので、令和2年12月25日に農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行いました。しかし、出し手の掲示する額とこうした買取り価格との間で格差があったため調整は不調に終わりました。そのため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、熊本市長に対し、同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものです。

　　以上、第7号議案についての説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたが、この件について何かご意見等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、熊本市長に対し申出者への通知をするよう要請することといたします。

　　次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

　　1番から10番までの合計156件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、次第6、その他でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局より1点ご報告をいたします。

資料は左上ホチキス留めをしております農業委員会法改正5年後調査の概要と書いてある資料をご覧ください。

こちらですが、この農業委員会法改正5年後調査ですが、頭の1番のところに調査対象に書いてありますとおり、全国の農業会議所から全国の全1,702の農業委員会を対象に調査実施の依頼があったものでございます。こちらの調査の目的、2番のところですが、平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎えて、制度改正によって農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのかを把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を改善していくことを目的とされているものです。この調査結果については、全国農業会議所で集計が行われまして、都道府県単位の結果として公表されるほか、全国農業会議所が国などと意見交換を実施する際の資料として活用される予定と聞いております。

こちらの回答についてですが、3のスケジュールのところに書いてありますとおり、12月25日が回答期限となっておりますので、事前に会長と相談をさせていただきまして、勝手ながら事務局内のほうで各質問について検討を行いまして、その結果を熊本市農業委員会としての回答として送付させていただきましたので、ご報告をいたします。

次のページからが調査項目と回答となっておりますが、回答として選択したものを黄色の網かけ、後ろのほうに記述するところがありますので、そちらのほうには記述したところは赤字で表示をしております。調査18項目ありまして、全部で45問ということでボリュームがありますので、本日内容の説明は割愛させていただきますが、後ほど各自でご確認いただければと思います。

以上で、農業委員会法改正5年後調査の回答についてのご報告を終わります。

議 長

皆さんから、ご意見はないですか。



それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他、整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

事務局 ありがとうございます。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時30分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年1月12日

議 長 森 日出輝

署名委員 梅田 義弘

署名委員 宮本 淳一

書 記 村上 浩徳